

名古屋港管理組合公報

平成19年 5月15日

(火曜日)

第 395 号

目 次

告 示

- 港湾法に基づく放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定…………… 1
- 名古屋港審議会事項
- 名古屋港審議会運営規程の一部改正…………… 2
- 名古屋港審議会委員の任免…………… 2

告 示

名古屋港管理組合告示第24号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に基づき、港湾の開発、利用又は保全上支障のある放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のように指定し、平成19年6月1日から施行する。
平成19年5月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

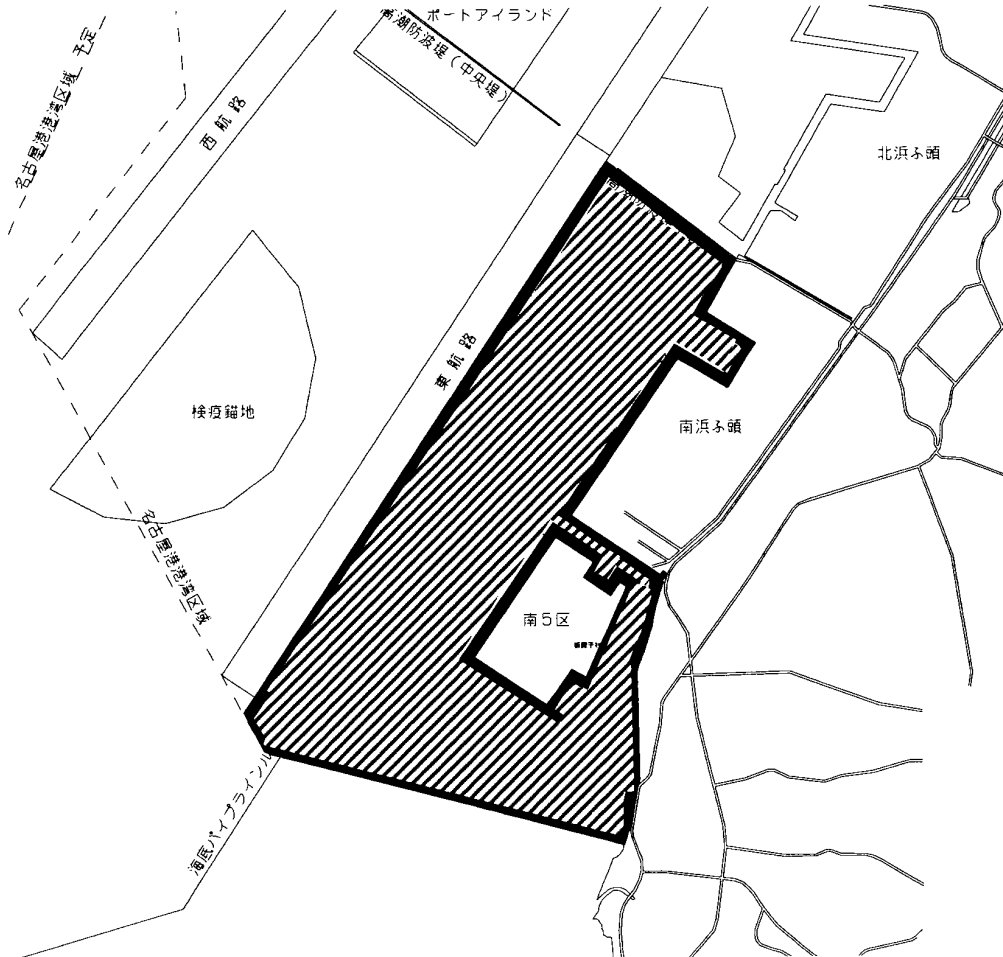
1 放置等禁止区域

名古屋港南5区周辺（北緯34度59分38秒・東経136度49分31秒の地点、北緯34度59分39秒・東経136度49分30秒の地点、北緯34度56分58秒・東経136度47分21秒の地点、北緯34度56分48秒・東経136度47分29秒の地点及び北緯34度56分23秒・東経136度49分32秒の地点を結ぶ線並びに陸岸により囲まれた港湾区域）

2 放置等禁止物件

船舶及び係留施設等工作物

(図)



放置等禁止区域 太線で囲まれた港湾区域（斜線部）

審 議 会 事 項

名古屋港審議会運営規程第一号

名古屋港審議会運営規程（昭和五十年一月二十七日制定）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

名古屋港審議会会長

愛知県知事 神田 真秋

第二条ただし書中「急施」を「緊急」に改める。

第七条第二項第一号中「第一条の二」を「第一条の六」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月二十三日から施行する。

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

八 木 嘉 幸 （4月9日）

川 瀬 輝 夫 （ 同 ）

藤 井 則 義 （ 同 ）

大 井 治 夫 （ 同 ）

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

木 村 孜 （4月23日）

服 部 彰 文 （ 同 ）

湯 山 芳 夫 （ 同 ）

加 藤 正 嗣 （ 同 ）

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合